

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

太田市立太田高等学校
校長 堀越 晋

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 1 日を経過するまで。」

- * 新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。
- * 登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。
- * 医師に「学校感染症通知書」を記載していただいた場合はその書類も一緒に提出してください。

.....

保護者が記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 組 番 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 年 月 日
- 3 登校再開日：令和 年 月 日

(登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日 ： 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 1 日を経過している。 ⇒ 解熱した日 ： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印

保護者 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症と診断された際の対応・手順

- (1) 医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し出席停止期間の基準を満たしたら「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を持って登校し学校へ提出
- (6) 登校再開後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。ただし、体育など授業内容によっては、本人の健康を優先し、熱中症などに注意して適宜マスクをはずしても構いません。

[参考] 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後1日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて1日を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0 (発症日)	1	2	3	4	5	6 日目
例 1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登 校 可 能
例 2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱				
例 3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱			
例 4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱		
例 5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱	

※ 「発症した後5日」、「解熱した後1日」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。